

林氏、金澤氏が町職員表彰



林氏は1979(昭和54)年4月に東川町入りし、商工観光課長光係を振り出しに同地域活性化課長を最後に町職員として33年間勤務し、町行政事務に大きく貢献しました。

金澤氏は1981(同56)年4月、東川町教育委員会公務補として採用。第一小学校9年間、東川中学校で22年間勤務し、良好な学校環境の維持、整備に力を尽くしました。



金澤重美氏

3月14日、町職員として満30年以上勤務した林万里氏(56)、金澤重美氏(60)の2人が町の職員表彰を受けました。

同日の平成24年第1回町議会定例会最終日に議場で松岡市郎町長から表彰を受けました。



林万里氏

芸術文化招へい委員会が寄付

3月5日、東川町芸術文化招へい委員会(長沢義博代表)が「『希望の君の椅子』を贈る3・11の会」(磯田憲一代表)に多額の現金を寄付しました。

同委員会は、今年1月に農村環境改善センターで開いた「ジュン

大雪地区広域連合からのお知らせ

4月から保険証、受給者証を更新します

4月1日から保険証(国民健康保険被保険者証)、受給者証(国民健康保険高齢受給者証)が更新になります。次の要件に該当される方は新しい保険証、受給者証をご使用ください。対象の方には3月下旬に郵送しています。

更新になる保険証、受給者証

- 国民健康保険被保険者証
対象 大雪地区広域連合の国民健康保険被保険者の方
交付 原則として被保険者全員(簡易書留郵便にて郵送)
短期証の交付を受けている世帯は役場国保、または税務担当窓口で交付します。
- 国民健康保険高齢受給者証
更新理由 4月1日以降も一部負担金の割合が1割のまま継続されるため
対象 国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方で、一部負担金の割合が「2割(平成24年3月31日までは1割)」と記載されている方(所得判定により一部負担金の判定が3割となる方は更新対象外)
交付 被保険者証と併せて対象者全員に簡易書留郵便で郵送
新しい受給者証には、一部負担金の割合を「2割(平成25年3月31日までは1割)」と記載していますが、有効期限は記載されている日までです。

保険証、受給者証のご使用に際して

- 記載内容(住所、氏名、一部負担金の割合など)に誤りがないかご確認ください。
- 受給者証は保険証と一緒に使用してください。
- 今まで使用していた保険証の有効期限は3月31日までです。4月末日までに役場国民健康保険担当窓口へ返却してください(郵送可)。
- 今まで使用していた受給者証は有効期限が切れましたら破棄してください。

お問い合わせ
大雪地区広域連合国民健康保険対策室…☎82-3697(内線)562,563

コ&チープ」ユニットの「北海道歌旅座『昭和ノスタルジア』」コンサートを主催。その入場料益金を寄付しました。

同コンサートは、「希望の君の椅子」プレゼント運動に呼応して「ジュンコ&チープ」ユニットの皆さんに来演していただき実現しました。

同運動で集まった支援金などを元に、昨年の東日本大震災当日に東北3県で生まれた赤ちゃん104人一人ひとりに小さな椅子を贈ることが出来ました。

法律相談会を開きます

あさひ岳法律事務所

町民対象の無料法律相談会を開きます。所属弁護士が直接面談して相談をお受けします(原則1人30分間)。お悩みの法律問題など、ご相談内容に応じて的確なアドバイスをするを目的としています。当日は相談を受けることができる人数に限りがあります。

日時 4月11日(水) 午前9時から正午

場所 農村環境改善センター

料金 無料(要予約)

申し込み・お問い合わせ あさひ岳法律事務所 ☎49-7001

町内から5人の自衛隊入隊者を激励



3月5日、役場大会議室で4月からの新入隊者を激励する自衛隊入隊者激励会を開きました。

今春町内から入隊するのは稲場俊樹さん(18)、石若遼馬さん(18)、亀井海さん(23)、高村創さん(18)、稲場匠さん(15)。自衛隊旭川地方協力本部、豊田和男本部長、陸上自衛隊旭川駐屯地第2特科連隊、浦野与志生副連隊長が5人の入隊を歓迎しました。

松岡市郎町長は「平和なくして国家、住民の繁栄はない。平和を守る役割は大きく、災害時に果たす役割も大きい。今の崇高な気持ちを忘れずに頑張ってください」と激励しました。

憲法週間の行事ご案内

旭川地方・家庭裁判所

裁判所では憲法記念日(5月3日)を中心として、5月1日から同月7日までを憲法週間と定めています。

裁判所では、この時期に法廷見学ツアーなどを行っています。各種行事にご参加ください。一般団体、グループの裁判傍聴、見学は随時受け付けています。申し込み、お問い合わせは、裁判所に関することは裁判所総務課庶務係 ☎51-6255、検察庁見学は旭川地方検察庁企画調査課 ☎51-6233

◇裁判所・検察庁見学
日時 5月1日(火)、同月2日(水)、同月7日(月)

場所 旭川地方・家庭裁判所、旭川地方検察庁(旭川市花咲町4丁目)

◇裁判員制度説明会、法廷見学会
日時 5月8日(火) ①午後1時半〜同2時45分 ②午後3時15分〜同4時半

場所 旭川地方・家庭裁判所1号法廷

内容 裁判員制度の説明会と裁判員裁判の法廷見学会

定員 各48人(先着順)

◇パネル展示
日時 5月1日(火)〜同月9日(水) 土、日、祝日を除く

23年度東川町防犯協会収支決算まとめ

東川町防犯協会(川上隆司会長)の23年度収支決算がこのほどまとめ、3月14日の総会で承認されました。総収入額は24万3,101円(当初比7,899円減)、総支出額は20万5,236円(同4万5,764円減)となりました。当協会は町民1世帯当たり100円の負担金で町内の防犯活動を行っています。

【収入】 単位:円

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
繰越金	30,084	30,084	0	前年度会計繰越金
会費	210,000	203,000	△7,000	100円×2,030戸
雑収入	10,916	10,017	△899	東川神社祭典防犯パトロールお礼ほか
合計	251,000	243,101	△7,899	

【支出】 単位:円

科目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
会議費	10,000	4,850	△5,150	旭川東地区防犯協会総会出席ほか
事業費	230,000	197,386	△32,614	主な支出項目 防犯ブザー(新1年生) 122,535円 防犯パトロール用品 (懐中電灯、腕章など) 25,051円 チラシ用紙 45,000円
事務費	11,000	3,000	△8,000	通信事務費他
合計	251,000	205,236	△45,764	

収入合計 243,101 支出合計 205,236 次年度繰り越し 37,865円